

学術大会講演資料原稿料及び講演料規程

平成30(2018)年5月8日 制定
平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第4条1項の学術大会の開催するために作成する、講演資料の原稿料及び講演料に関する事項を定める。

(原稿料)

第2条 学術大会における講演資料の原稿料は、講演資料1件につき5万円（税抜）までとする。

(講演料)

第3条 学術大会における講演料は、講演1件につき5万円（税抜）までとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。